

Miyoshi City News Release



令和7年4月21日

公益社団法人広島県宅地建物取引業協会と

「市有財産の売払いの媒介に関する協定」を締結します

三次市は、市有財産売払いの適正かつ円滑な推進のため、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会と市有財産の売払いの媒介に関する協定を締結します。

- 1 日時 令和7年4月28日(月)16時から
- 2 場所 三次市役所本館3階 会議室
- 3 内容
 - (1) 市有財産の売払いの媒介に関する協定(協定書交換)
 - (2) 写真撮影

【協定の内容】

市有財産売却の仲介を依頼し、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引業者に仲介してもらうことで、市有財産売払いの円滑な推進を図ろうとするものです。



広島県三次市

総務部 財産管理課 住宅・財産活用係 (担当:山本・植田)
TEL:0824-62-6161 FAX:0824-62-6137